

○東大阪都市清掃施設組合議会定例会条例

昭和40年11月8日

東大阪都市清掃施設組合条例第3号

東大阪都市清掃施設組合議会の定例会の招集回数は年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。